

令和5年建築基準適合判定資格者検定における 新型コロナウイルス感染症などへの対応について

建築基準適合判定資格者検定を受検される方は、以下の点に留意してください。

1. 【マスクの着用等】

マスクの着用は個人の判断でお願い致します。

マスクを着用される方につきましては、検定時間中の写真照合の際に検定係員の指示に従いマスクを一時的に外して下さい。

また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

※ 咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。

2. 【検定室の換気】

検定室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

3. 【当日受検出来なかった者の受検手数料の取り扱いについて】

令和5年検定においては、検定手数料の振替は致しません。

今後検定実施について変更がありましたら、国土交通省のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>) に最新情報を掲載しますので、適宜御確認ください。